

伊勢市宿泊税検討委員会報告書＜案＞

2025(令和7)年●月

伊勢市宿泊税検討委員会

目次

I はじめに	1
II 伊勢市の観光を取り巻く現状	2
1 観光を取り巻く状況	2
2 観光の現状	3
3 観光財源の必要性	4
III 観光財源としての宿泊税	7
1 宿泊税と導入・検討状況(先行事例)	7
2 観光財源の種類	8
3 観光財源としての宿泊税の妥当性の検討	9
4 アンケート調査	10
IV 宿泊税の目的・用途	11
1 先行導入自治体の導入の目的・用途	11
2 導入にかかる基本的な考え方	12
3 宿泊税の用途の方向性	12
4 宿泊税を財源とする取組	13
V 宿泊税の課税要件	15
1 課税客体、課税標準及び納税義務者	15
2 徴収方法、特別徴収義務者及び申告期限	16
3 罰則規定	16
4 税率(税額)	17
5 免税点・課税免除	19
6 課税期間(見直し期間)	21
7 特別報償金等	23
8 今後の制度設計においての留意事項	25
VI おわりに(まとめ)	26
VII 参考	28

I はじめに

伊勢市は、古くから「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた神宮や、数多くの魅力的な地域資源を有し、全国から多くの観光客を迎え入れてきた観光都市です。伊勢のまちは、神宮式年遷宮が執り行われる20年周期により、発展してきていると言われており、第62回神宮式年遷宮が執り行われた2013(平成25)年の神宮参拝者数は、記録が残る1895(明治28)年以降最高の約1,420万人(内宮・外宮合計)を記録しました。

伊勢市は、2022(令和4)年3月に伊勢市観光振興基本計画を策定し、2033年(令和15年)における「伊勢市のありたい姿」を示し、長期的な視点を持って継続的な誘客と幅広い観光振興の取組を進めてきました。

2033(令和15)年には第63回神宮式年遷宮が予定されていることも踏まえ、今後の観光による交流人口の増進を市としての成長に繋げ、地域経済の好循環を生み出していくことが重要となります。

伊勢市宿泊税検討委員会では、伊勢市における新たな観光財源として、宿泊税の検討について諮問を受け、検討に取り組みました。先行導入自治体の取り組みや、同時期に検討が進められている鳥羽市・志摩市での検討状況等も踏まえつつ、市内宿泊事業者や観光客等を対象としたアンケートも実施し、伊勢市にとって適正な制度となるように議論を深めましたので、その内容を報告書として取りまとめました。

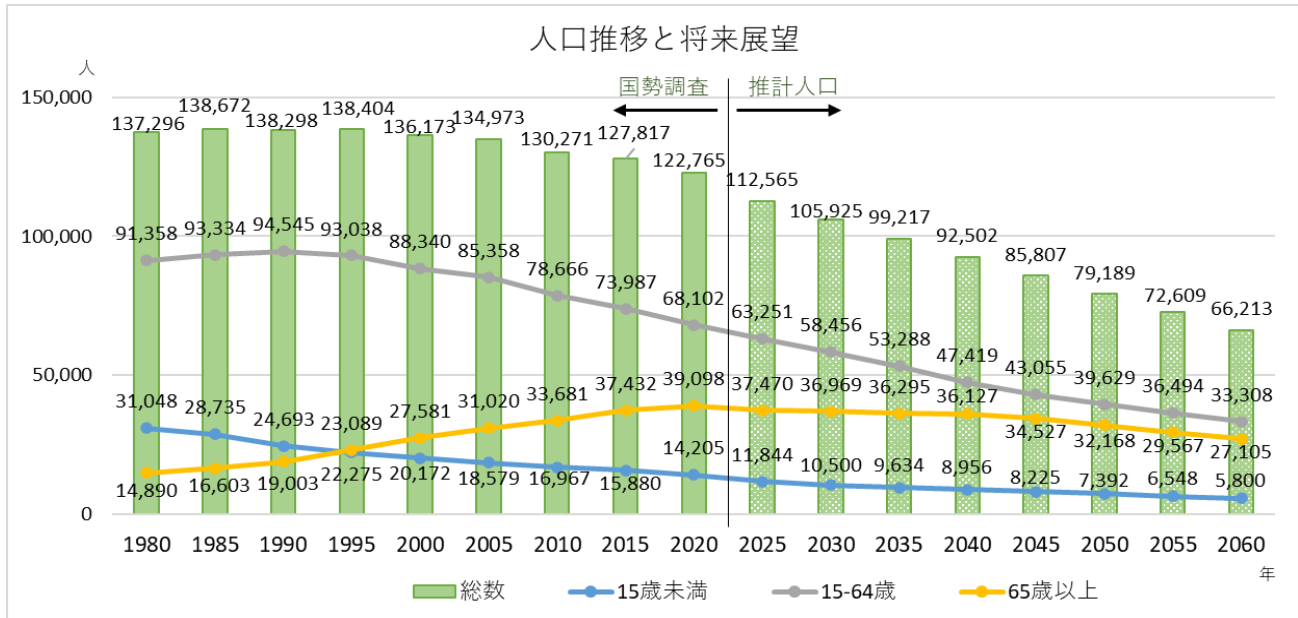
2025(令和7)年2月●日
伊勢市宿泊税検討委員会
委員長 板井 正斉

Ⅱ 伊勢市の観光を取り巻く現状

1 観光を取り巻く状況

(1)人口の減少

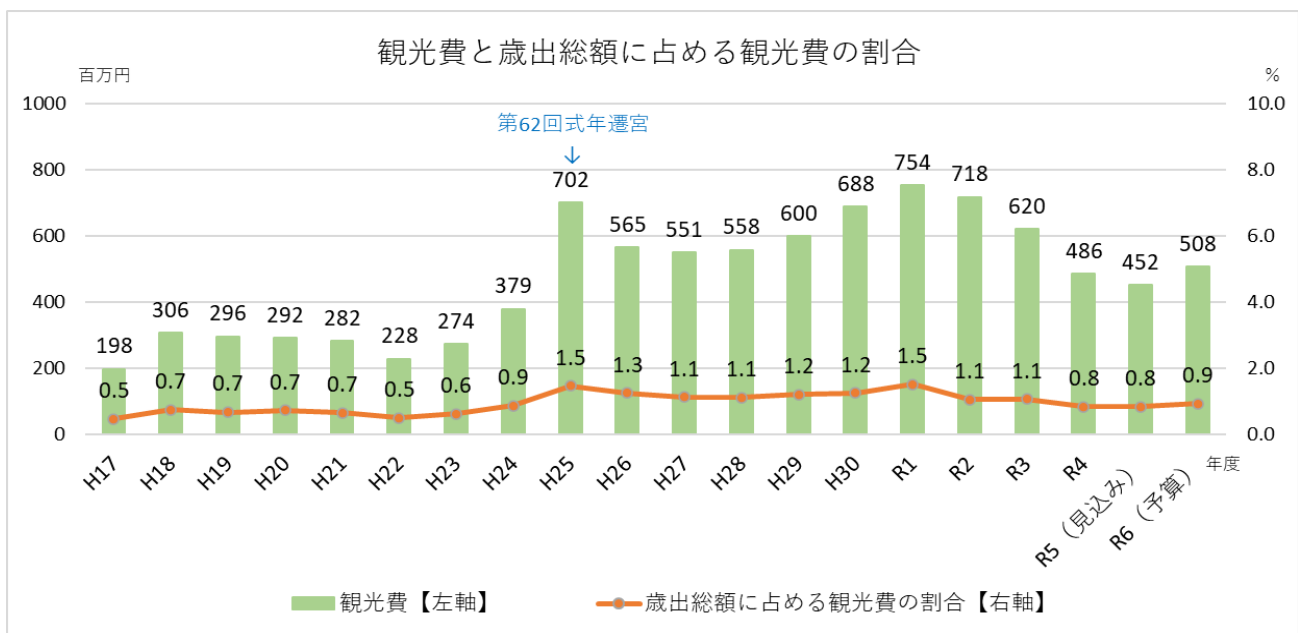
伊勢市の人口は1985(昭和 60)年に減少に転じて以降、一貫して減少傾向にある。2013(平成 25)年基準による推計人口では、2060(令和 42)年に 66,213 人となり、2020(令和2)年比の 53.9%となる。特に生産年齢人口(15-64 歳)は、2020 年比の 48.9%、年少人口(15 歳未満)は 40.8%となり、5割を割り込む見通しである。



出典:「国勢調査」、「伊勢市人口ビジョン(令和2年3月版)」より作成

(2)観光費の推移

伊勢市における観光費(観光関連事業に関する支出)は、2～3億円で推移していたが、前回(2013(平成 25)年度)の神宮式年遷宮前から増加し、2013 年度には約7億円と大幅に増加した。歳出における観光費の割合が同年度に1%を超え、以降 2021(令和3)年度までは1%超で推移してきたが、2022(令和4)年度以降は1%を下回っている。



出典:各年「一般会計及び各会計の決算状況」、「令和6年度当初予算説明資料」より作成

(3) 市税収入の推移と経費の見通し

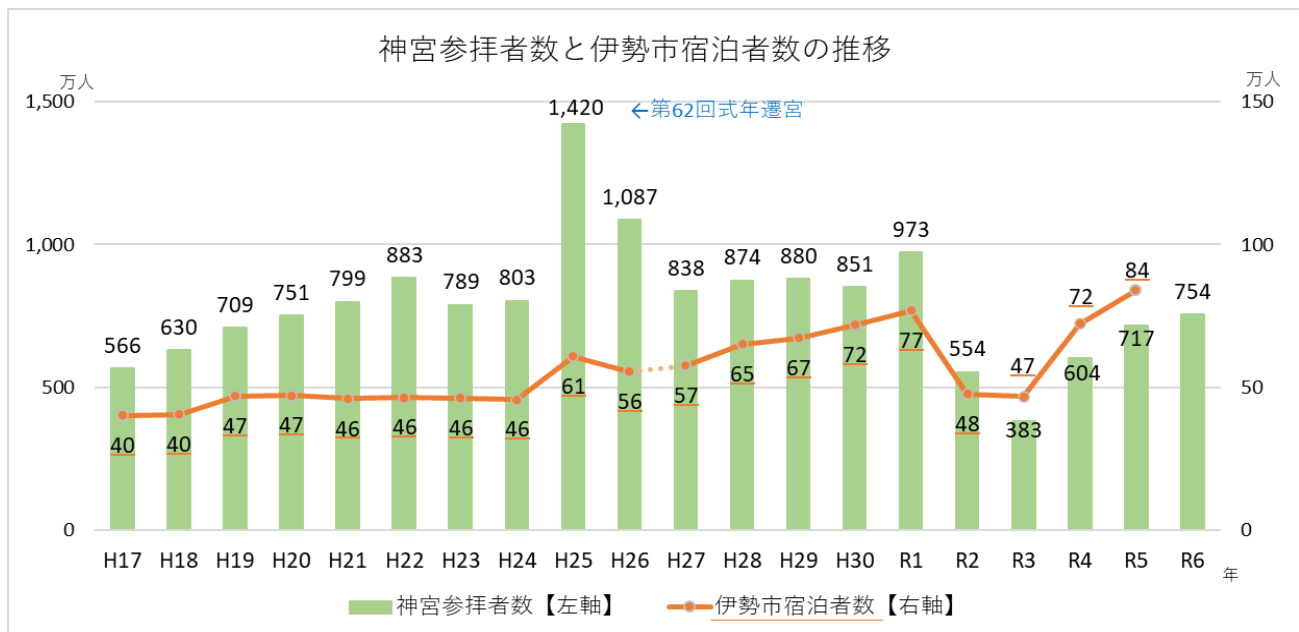
市税収入は2017(平成29)年以降、おおむね160億円超で推移している。今後については、生産年齢人口の減少や、景気の下振れリスク等により、先行きは不透明である。一方で、高齢化による社会保障関係経費の増加や公共インフラの維持・更新等に伴う関連経費の増加が想定される。

2 観光の現状

(1) 神宮参拝者数と宿泊者数

神宮参拝者数は、神宮式年遷宮の年とその翌年(おかげ年)に大幅に増加する傾向にある。第62回神宮式年遷宮が執り行われた2013(平成25)年の内宮・外宮を合わせた神宮参拝者数は、神宮司庁の統計情報を基に伊勢市が公表している「観光統計」上、過去最高となる1,420万人となり、翌年も1,000万人を超えた。以降、800万人から900万人の間で堅調に推移し、改元があった2019(令和元)年には973万人となったが、2020(令和2)年、2021(令和3)年は新型コロナウイルス感染症の世界的流行により大幅に落ち込んだ。2022(令和4)年以降は、観光需要喚起策の実施や、2023(令和5)年に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したこと、また入国制限や検疫措置等の水際対策が終了したことなどから、国内外の人流が活発化し、2024(令和6)年の神宮参拝者数は754万人にまで回復した。

また、伊勢市における宿泊者数は、2015(平成27)年以降増加し、2019(令和元)年には77万人となった。コロナ禍により2020(令和2)年、2021(令和3)年は大幅に落ち込んだが、2022(令和4)年以降回復し、2023(令和5)年はコロナ禍前を上回る84万人となった。

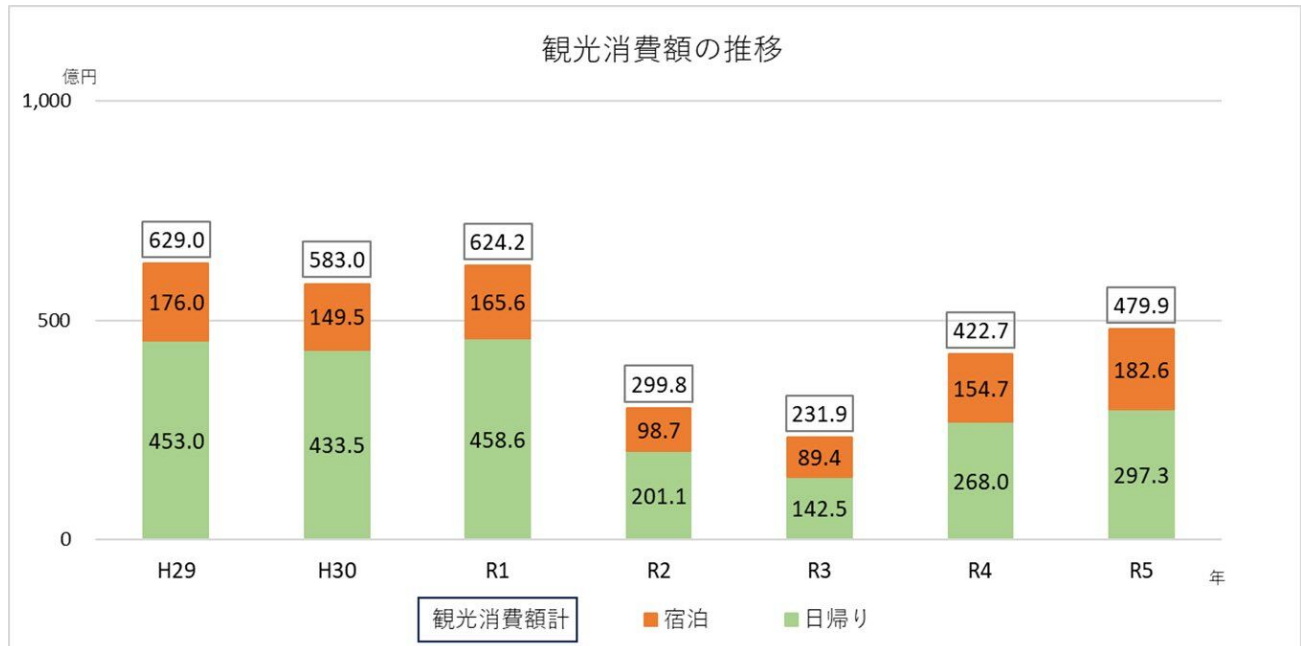


※平成27年からは調査対象数が増加し、前年までと比較して回収率が向上している。

出典: 各年「伊勢市観光統計」より作成

(2)観光消費額

2023(令和5)年の観光消費額¹は、479.9 億円であり、その内訳は、「日帰り」が 297.3 億円、「宿泊」が 182.6 億円と推計されている。観光消費額はコロナ禍前の状況には至っていないものの、宿泊者数の増加に伴い「宿泊」の観光消費額はコロナ禍前に比べて増加している。



3 観光財源の必要性

(1)観光の特性

観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)において、「観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である」と明記されており、政府は、観光立国の実現に向けた取り組みを進めている。

観光は、明確な業種としての区分はないが、旅行業や宿泊業、飲食業、運輸業等幅広い産業に関連するすそ野が広い産業であり、経済・産業面において経済波及効果は大きいと推察される²。

【観光消費がもたらす経済効果】

(令和元(2019)年観光消費額から推計)



平成27(2015)年三重県産業連関表(42部門)を使用し、県「観光レクリエーション入込客数統計書(令和元年)」・県「観光客実態調査(令和元年度)」、観光庁提供データに基づき推計

出典:「三重県観光振興基本計画」(令和6(2024)年)

¹ 「伊勢市観光客実態調査報告書」から観光客1人当たりの市内平均消費額を滞在種別ごとに算出(宿泊: 27,462 円、日帰り: 6,685 円)。「伊勢市観光統計」ならびに「伊勢市観光客実態調査」から算出される滞在種別ごとの観光入込客数に、市内平均消費額をそれぞれ乗じた額を観光消費額総額として算出。

² 「三重県観光振興基本計画(令和6(2024)年)」によると、2019(令和元)年の三重県における観光消費額 5,564 億円がもたらす経済波及効果は 7,209 億円に及び、雇用創出効果は約6万9千人と推計されている。

また、「令和5(2023)年伊勢市観光客実態調査報告書」によると、観光客1人当たりの市内平均消費額は、市内宿泊が 27,462 円、日帰りが 6,685 円であり、市内宿泊客の消費額は日帰り客の約4倍となっている。

観光消費額を高めるためには、日帰り客に比べて消費単価が高い宿泊客を増やすことが有効である。

さらに、人口減少が進む地域において、観光振興に伴う交流人口の増加は、地域に賑わい・活力を生み出すとともに、シビックプライドの醸成や、住む地域の魅力を再認識する機会にもつながり、経済・産業面以外での効果も期待されている。

(2)伊勢市における観光振興の方針

「お伊勢さん」と親しまれる「伊勢神宮」が鎮座する伊勢市では、古くより、全国から訪れる参拝者を受け入れ、おもてなしの文化が発展し、宿泊業や飲食サービス業を形づくってきた歴史があり、現在においても、観光は重要な位置づけにある。

「伊勢市観光振興基本計画(令和4年3月策定)」では、第 63 回神宮式年遷宮の 2033(令和15)年における伊勢市のありたい姿として「住む人と訪れる人がおかげさまの心を通じて交わるまち」、「常若の精神を未来へ受け継ぎ、若々しく瑞々しいまち」を掲げ、あわせて中期的な目標や施策振興施策推進に向けた基本方針等を示している。

(3)伊勢市における観光振興上の課題と新たな観光財源の必要性

伊勢市における観光振興上の課題として、自動車での来訪割合が高く、交通渋滞が発生し、来訪者だけでなく住民生活にも影響を及ぼしていることや、観光関連事業者の高齢化・人手不足が顕著であること、来訪者数に対して宿泊者や外国人来訪者の割合が低いことなどがあげられる。

また、近年は、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等のパンデミックなどが発生し、観光でも危機管理対策の必要性が増している。

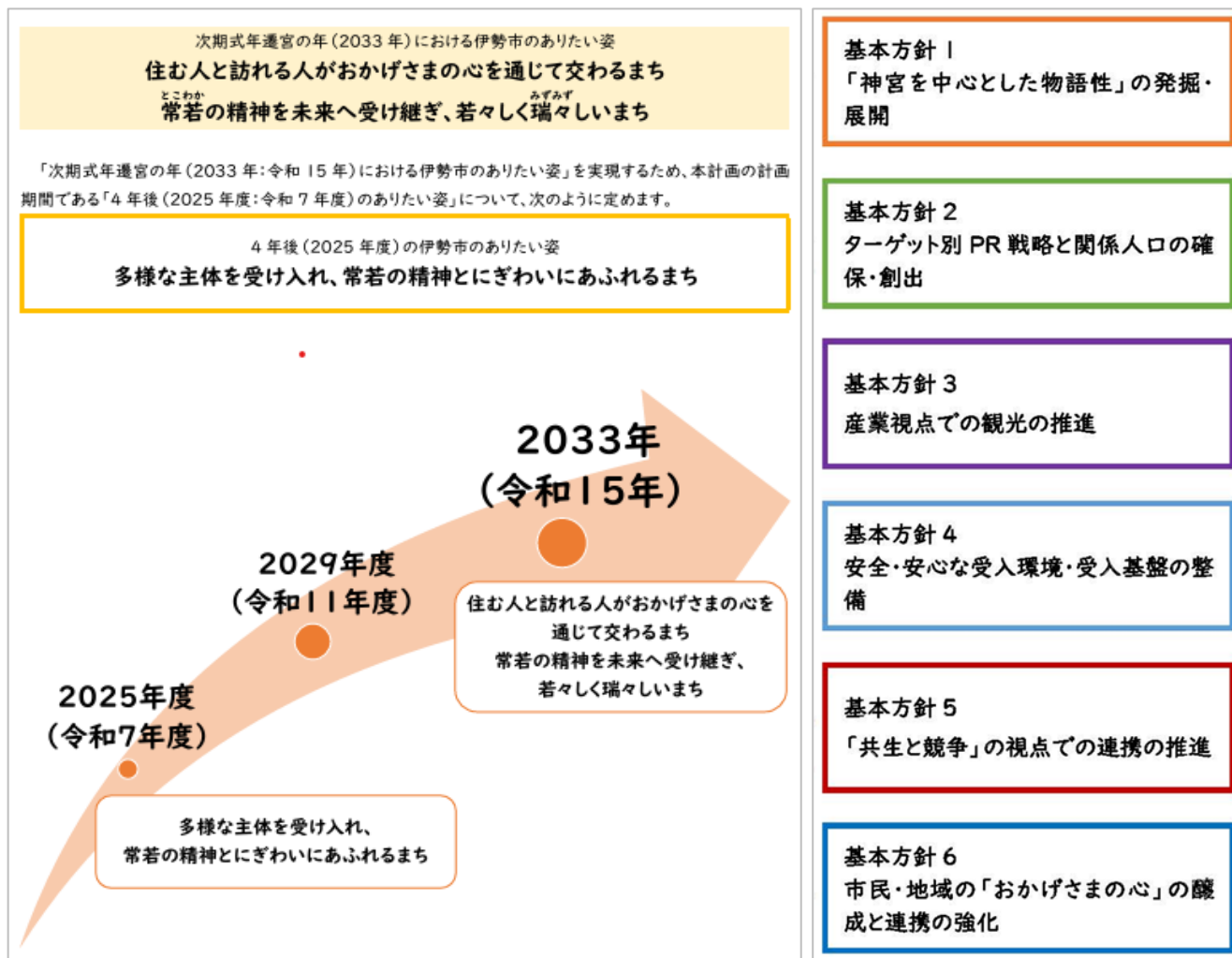
伊勢市では、これまでも一定の観光費を支出し、様々な観光推進策を講じて誘客を図ってきたが、財政面では、社会保障関係経費の増加や公共インフラの維持・更新等に伴う関連経費の増加等が想定されている。

今年(2025(令和7)年)、用材伐採の安全を祈願する「山口祭」が執り行われるのを皮切りに、第 63 回神宮式年遷宮に向けた一連の祭事・行事が始まり、2033(令和 15)年の神宮式年遷宮の年には、伊勢市への来訪者が大幅に増えることが予想される。

観光振興基本計画に掲げる伊勢市のありたい姿の実現に向け、観光交流を地域経済の活性につなげるとともに、遷宮後も見据えた域内の好循環を図ることの重要性は高い。

今後も選ばれる観光地として持続していくためには、来訪者の満足度、受け入れ環境の向上等のサービス向上に取り組む必要があるとあり、中長期的な視点をもった施策推進のためには観光地として好循環を生む仕組みを確立し、観光振興を目的とした安定的な自主財源が必要になると考える。

【伊勢市観光振興基本計画(抜粋)】



出典:「伊勢市観光振興基本計画」(令和4年策定、令和5年改訂)より抜粋

Ⅲ 観光財源としての宿泊税

1 宿泊税と導入・検討状況(先行事例)

(1) 宿泊税とは

宿泊税は、観光振興を図る施策等に要する費用にあてるため、地方自治体が独自に課税する地方税(法定外目的税)のことである。ホテル等の宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税される。

宿泊税【先行導入自治体の記載事例】

- ・ 宿泊税は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治体が独自に課税する地方税(法定外目的税)。市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税される。(長崎市 HP より抜粋)
- ・ 宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、金沢市が独自に課税する地方税(法定外目的税といいます。)です。市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。(金沢市 HP より抜粋)

(2) 導入・検討自治体

宿泊税を導入している自治体は、全国で11自治体(2025(令和7)年2月時点)である。

【先行導入自治体】

導入自治体	施行年月日(予定)	導入自治体	施行年月日(予定)
東京都	H14.10.1	福岡市	R2.4.1
大阪府	H29.1.1	北九州市	R2.4.1
京都市	H30.10.1	長崎市	R5.4.1
金沢市	H31.4.1	二セコ町	R6.11.1
倶知安町	R1.11.1	常滑市	R7.1.6
福岡県	R2.4.1		

出典:各自治体ホームページより作成

また、現在、全国で導入に向けた動きが進んでおり、熱海市は 2025(令和7)年4月の導入が決定しているほか、令和7年度に導入を予定している自治体は、高山市、下呂市など6自治体となる。

県内では、鳥羽市、志摩市が、伊勢市と同様に 2024(令和6)年度に検討委員会を設け、具体的な検討を進めている。また、三重県においても勉強会を開催するなど検討の動きがみられる。

2 観光財源の種類

自治体が新たに観光財源を確保する際の手法としては、「宿泊税」や「入湯税」などの地方税のほか、「協力金・協賛金」や「寄附金」などの手法が考えられる。

【観光財源の種類と事例(宿泊税、入湯税、入湯税超過課税以外は抜粋)】

財源の種類		名称	自治体・団体	納税義務・対象者	導入年
地方税	宿泊税	宿泊税	東京都など11自治体 ※R7.2.26現在	宿泊施設等への宿泊者	-
	入湯税・ 入湯税超過課税	入湯税	全国多数	鉱泉浴場における入湯客	-
		入湯税超過課税	釧路市など12自治体 ※R5.4.1現在	鉱泉浴場における入湯客	-
	宿泊税・入湯税 を除く観光に 関連する税	歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	一時有料駐車場の利用者	H15
		乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む 自動車を運転する者	H15
		美ら島税	沖縄県座間味村	同村行きの船舶や航空機の 料金支払者(住民含む)	H30
		宮島訪問税	広島県廿日市市	船舶で同町の区域への訪問 者(住民、通勤者等除外)	R5
	協力金・協賛金	富士山保全協力金	山梨県、静岡県	五合目から先に立ち入る来 訪者	H26
		美ら海協力金	宮古島美ら海 連絡協議会	宮古島周辺海域でダイビン グをする人	H20
寄附金	伊勢eまちギフト (ふるさと納税)		伊勢市	全国	R6
	KUMANO KODO クラウドファンディング		田辺市熊野 ツーリズムビューロー	世界中	R2 実施

出典：総務省、各自治体・団体等ホームページより作成

3 観光財源としての宿泊税の妥当性の検討

(1) 地方税と地方税以外の整理・検討

上記の観光財源が考えられるなかで、伊勢市における今後の観光振興のための財源確保の手法として「地方税」導入が妥当であるかについて検討を行った。また、伊勢市の既存の観光関連の財源についても整理、確認を行った。

まず、先行事例や現状の市の取り組みを参考に観光財源のなかで、地方税と地方税以外(協力金・協賛金、寄附金)について、安定性・継続性、規模、受益と負担の観点から整理・比較を行った。「協力金・協賛金」、「寄附金」は、特定の事業や取り組みに対する財源としては有効であるが、強制力はなく、収入見込みが不安定である。

「地方税」は、目的税として用途を明確化し、それに対応した課税対象者を設定することで、受益と負担の関係を明確にすることができるほか、安定・継続した財源確保が見込まれる。伊勢市として、今後の観光需要を想定し、中長期的な観光振興策に充当していくことを考えると、一定規模の財源を、安定的・継続的に確保することが可能となる「地方税」がより望ましいと考えられる。³

【地方税と地方税以外の整理】

	財源の種類	財源の事例	特 徴		
			安定性・継続性	規模	受益と負担
税以外	協力金・協賛金	・富士山保全協力金 ・花火大会の協賛金	任意のため、安定的、継続的な財源確保は困難	対象者の設定により規模の確保は可能だが、任意のため不透明	任意のため、受益と負担が必ずしも明確でない
	寄附金	・ふるさと納税 ・クラウドファンディング	任意のため、安定的、継続的な財源確保は困難	対象者の設定により規模の確保は可能だが、任意のため不透明	任意のため、受益と負担が必ずしも明確でない
地方税	地方税	・宿泊税 ・入湯税	強制力があるため、安定的、継続的な財源確保が可能	対象によって一定規模が確保できる	用途を定めることで、明確にすることが可能

出典：各自治体・団体等ホームページより作成

(2) 地方税の整理・検討

次に、地方税のなかで、他の自治体で導入されている観光財源について、その特徴を整理・比較し、そのうえで、伊勢市で導入した場合の検討を行った。

「入湯税超過課税」は、課税対象が入湯客に限られる。伊勢市の場合、2023(令和5)年度の入湯客数は約14万人となり、一定規模の財源の確保の点から適当といえない。

「入域する行為に対する課税」は、入域する行為を特定できる等の環境が整備されていない場合、課税対象の捕捉が困難となる。伊勢市の場合、入域できる場所を設けて課税客体を捕捉することは困難であり、適当といえない。

³ 本検討委員会の中で、事務局から、伊勢市においても入湯税の他、花火大会の開催等に際しての協賛金やふるさと納税(寄附金)などの手法が導入されており、これらについては今後も活用していく考え方が示された。

「駐車する行為に対する課税」は、住民と区分して課税客体を捕捉することが困難である。また、先進事例の「歴史と文化の環境税」では市内有料駐車場(一部を除く)の利用者が課税対象であり、市民の日常利用も対象となることから、「法定外普通税」に位置付けられ、税収は観光振興だけでなく、一般的行政サービスにも充てられている。伊勢市では、新たな財源の目的を「観光振興」としていることから、一般的行政サービスに用いる法定外普通税とすることは適当といえない。また、伊勢市では、主要観光エリアで一定規模の市営駐車場を管理しており、新たな渋滞緩和等の受け入れ環境改善を図るための施策と合わせて駐車料金の見直しについても検討を進めている状況にある。

上記を踏まえ、法定外目的税である「宿泊税」は、地方自治体の地方財政上の有効性があることや、特定の目的に資する使途とすることが明確であり、かつ、担税力が期待できる課税客体の捕捉が可能で、一定規模の財源を安定的・継続的に確保できることから、伊勢市における観光財源として妥当と考えられる。

【地方税の整理】

財源の種類	財源の事例	各地方税の特徴
入湯税 超過課税	・入湯税超過課税 別府市など12団体	・課税客体が入湯客に限られ、大きな温泉地でなければ、税収は高くない。
入域する行為 に対する課税	・美ら島税 ・宮島訪問税	・観光客を広く確保することが可能だが、入域行為が特定できる等の環境が整っていない場合は課税客体の捕捉が困難である(導入自治体はいずれも島)。
駐車する行為 に対する課税	・歴史と文化の環境税 ※法定外普通税 ・乗鞍環境保全税	・市民の日常利用との区別が難しく、課税客体の捕捉が困難である。 ・自動車以外の訪問客には課税できないことから、課税対象の公平性に欠く。※市内有料駐車場(一部除く)の利用者が課税対象。市民の日常利用も対象となり、普通税のため、一般的行政サービスにも使われる
宿泊税	・宿泊税 東京都など9団体	・一定規模の財源を安定的に継続的に確保することが可能。また、課税客体(宿泊客)の捕捉が可能である。

出典:各自治体・団体等ホームページより作成

4 アンケート調査

伊勢市における宿泊税の使途や税制概要の検討のため、宿泊事業者、観光客を対象としたアンケート調査を実施した。

※詳細は P29～P42 を参照。

IV 宿泊税の目的・使途

1 先行導入自治体の導入の目的・使途

宿泊税導入の目的について、先行導入自治体では、観光振興を図る施策に充てることを定めている。また、東京都や大阪府、京都市などでは、地域の魅力を高めることについても定めている。

宿泊税の使途について、先行導入自治体では、交通アクセスの充実、観光案内所運営、Wi-Fi 環境整備など観光客の受入環境整備や、イベント開催、誘客宣伝・情報発信などに充てる事例が多くみられる。

【先行導入自治体における宿泊税導入目的の概要】

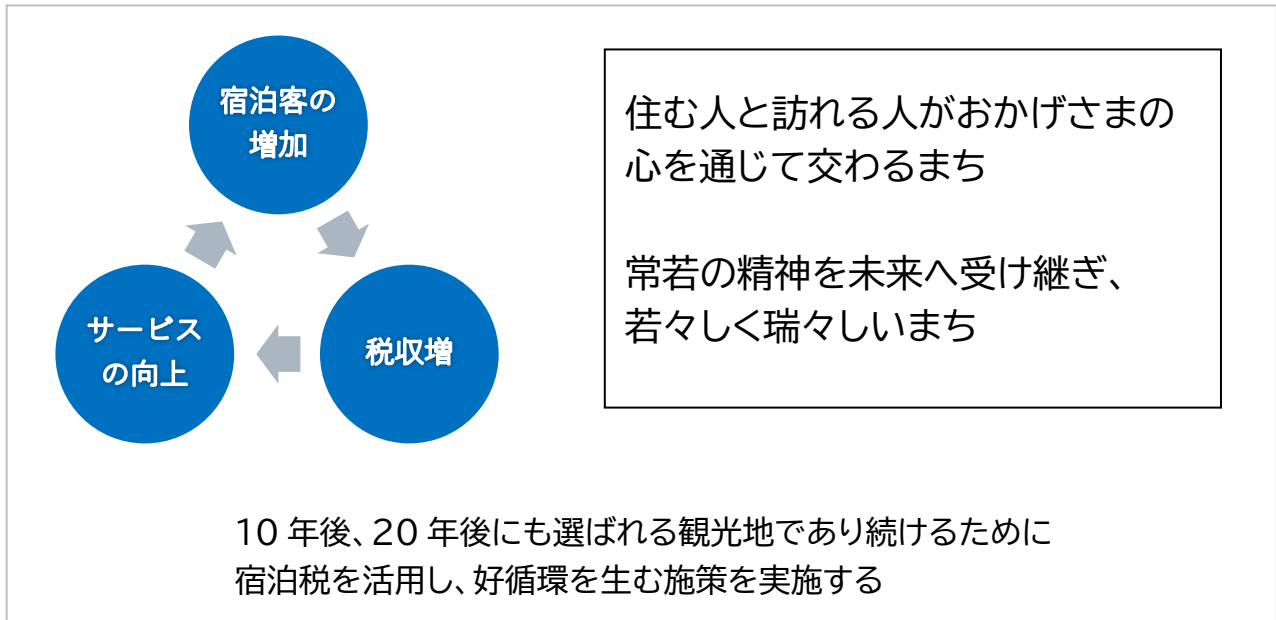
導入自治体	目的	使途
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備／東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営／都内の観光スポット等を記載したウェルカムカードの作成
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る	観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進／府域における交通アクセス等の容易化・円滑化／文化・生活習慣に配慮した対応／安心・安全の確保／魅力あふれる観光資源づくり／効果的な誘客促進
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る	市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備／京都観光における更なる質・満足度の向上／京都ならではの文化振興・美しい景観の保全
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興(景観保全など)／観光客の受入れ環境の充実(宿泊施設のおもてなし向上など)／市民生活と調和した持続可能な観光の振興(歩道他交通整備など)
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る	ニセコ・羊蹄山の環境保全／安心・安全なリゾートの形成(臨時交番の運営など)／“観光インフラ”の整備(地域DMOへの支援／広域観光の推進など)
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る	広域的な観光振興施策(宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援／インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援など)／市町村の観光振興施策への財政的支援(宿泊税導入市町村除外)
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる	九州のゲートウェイ都市機能強化／MICE都市としてのプレゼンス向上／地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
北九州市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る	観光都市とするためのブランディング／地域資源の観光資源化／セールスプロモーション／観光客がストレスフリーで観光を楽しめる環境整備／MICE戦略を強化し都市型集客の促進／アジアを中心とした誘客促進
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る	サービス向上・消費拡大(体験コンテンツの充実など)／ワンストップの情報提供／受入環境整備(無線LANなど)／資源磨き／緊急時の対応(基金設立)等
ニセコ町	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る	地域内交通の充実／宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援／観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX推進／景観・環境保全対策／有事への備え(基金設立)
常滑市	来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たな魅力を提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	来訪者(宿泊者)の満足度向上／エリアMICE推進など来訪者(宿泊者)の増加促進／観光の好循環創出と加速(基金設立を含む)

出典：総務省、各自治体ホームページより作成

2 導入にかかる基本的な考え方

宿泊税導入の目的として、伊勢市では、観光振興を図る施策に充てることとし、伊勢市が、10 年後、20 年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用して、好循環を生む施策を実施していくことが望ましい。

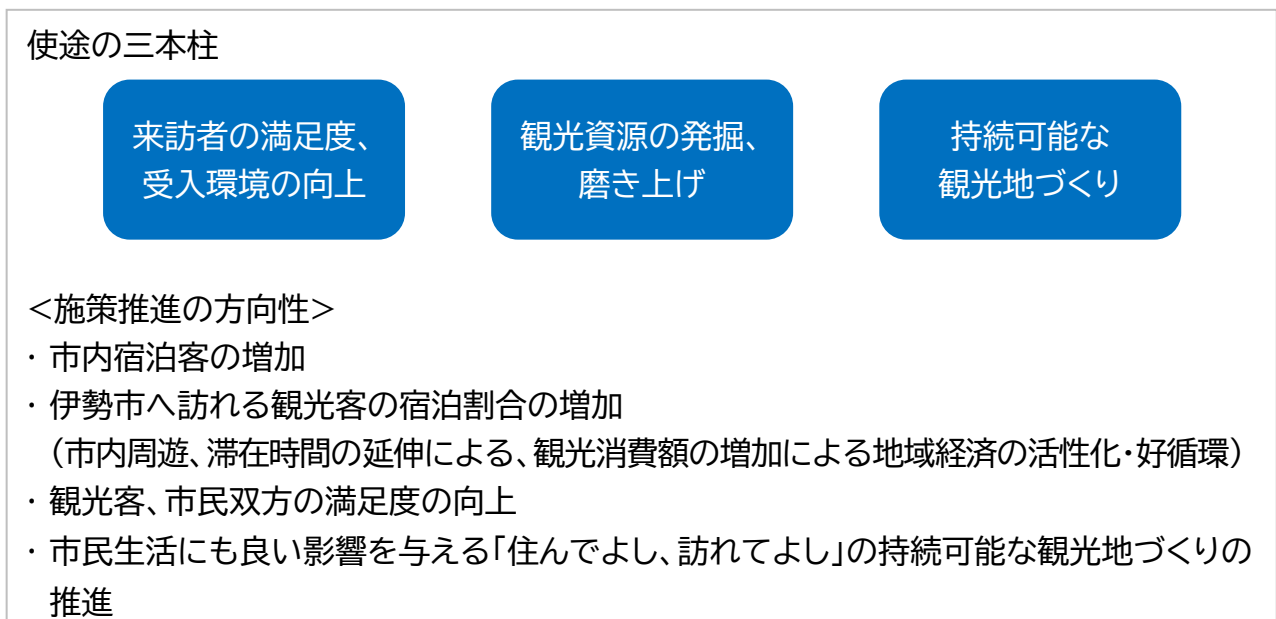
【宿泊税導入により目指す姿】



3 宿泊税の使途の方向性

使途の三本柱を「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、「持続可能な観光地づくり」とし、これらに基づいた取組により、下記の4つの方向性の施策を推進していくことが望ましい。

【宿泊税の使途の方向性】



4 宿泊税を財源とする取組

三本柱に基づくもののほか、特別徴収義務者への特別報償金等や、災害発生や大規模イベント・催事準備にも充当することが望ましい。持続可能な観光地域づくりのためには、既存の観光行政の枠にとらわれず、官民が連携し、中長期的な視点で、地域全体を俯瞰した施策を展開していく必要があり、基金化を含む用途の制度設計の検討と検証体制の確立が重要となる。

【使途と施策(事業例)】

使途	施策
◎ 来訪者の満足度、受入環境の向上	・ 宿泊施設・観光施設等の高付加価値化 ・ 観光バリアフリーの推進 ・ 人材不足対策 ・ 労務環境の改善 ・ 交通環境の維持・充実 ・ インバウンド対応の推進・支援 ・ 観光案内機能の強化・充実
◎ 観光資源の発掘、磨き上げ	・ 長期滞在を促進するコンテンツ造成・磨き上げ ・ ナイトタイムエコノミーの推進 ・ 文化・スポーツ観光等の推進 ・ 誘客プロモーション、情報発信の強化
◎ 持続可能な観光地づくり	・ 自然災害に備える観光危機管理の推進 ・ 来訪者と住民双方の満足を得る事業の推進 ・ 観光地の環境、名勝地等の景観保全・再生 ・ 将来の再来訪を見据えた宿泊型観光誘客支援 ・ 観光データマーケティング、観光人材育成
◎ 特別徴収義務者への特別報償金	
◎ 災害発生や大規模イベント・催事準備	

宿泊税導入の目的、使途について、委員からの主な意見は下記の通りである。

- ・ 観光に資することに使用されるべきであり、観光振興以外の財源として使われることがあってはならない。
- ・ 観光客・宿泊客の増加につながる取組に活用してほしい。
- ・ 駅のバリアフリー化等にも活用してほしい。
- ・ 宿泊施設に還元されることに活用してほしい。例えば、宿泊施設の従事者の高齢化や人材不足等を考慮した取り組みを検討してほしい。
- ・ 来訪者データの収集・蓄積、分析を通じて観光マーケティングに活用することや、自動運転バス等の実証事業等、先進技術を取り入れた受入環境の整備に活用してほしい。
- ・ 神宮式年遷宮や、災害、パンデミックへの対応なども踏まえて単年度ではなく、複数年度で活用できるように基金化を検討してはどうか。

なお、事務局より、使途の施策のなかで、宿泊施設等の人材不足や後継者不足に対応した取組や、宿泊施設の補修等への補助金等についても検討する旨の説明がなされた。

以上を踏まえて、本検討委員会では、宿泊税導入の目的については、観光振興を図る施策に充てること、使途については、「使途の三本柱」に基づき、4つの方向性の施策を展開していくことに加え、災害発生や大規模イベント・催事準備に活用ができる手法(基金の設置等)も検討することが適当であると考えます。

なお、具体的な施策内容については、次期観光振興計画の議論なども踏まえつつ、導入までに宿泊事業者をはじめ、市民、観光客に明らかにしていくことが望まれる。

V 宿泊税の課税要件

宿泊税の課税要件の検討にあたっては、先行導入自治体の事例や宿泊事業者や観光客へのアンケート調査の結果を参考とし、「簡素で分かりやすい制度設計であること」、「宿泊事業者の事務負担を軽減すること」に重きを置いて、考え方をまとめた。また、検討にあたっては、近隣の鳥羽市、志摩市の検討状況も把握した。

1 課税客体、課税標準及び納税義務者

①先行導入自治体の状況

課税客体については、東京都を除くすべての先行導入自治体で「ホテル」、「旅館」のほか、「簡易宿所」及び「民泊施設」も課税の対象としている。また、すべての先行導入自治体において、課税標準は課税対象となる宿泊施設への宿泊数(又は宿泊料金)と、納税義務者はその宿泊者とされている。

②検討委員会としての考え方

課税客体については、先行導入自治体の状況、ならびに課税の公平性の観点から、伊勢市においても「簡易宿所」及び「民泊施設」も課税対象とすることが適当である。課税標準、納税義務者については、先行導入自治体と同様とすることが適当である。

検討委員会の基本的な考え方

課税客体	市内に所在する宿泊施設(簡易宿所及び民泊施設を含む)への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者

2 徴収方法、特別徴収義務者及び申告期限

①先行導入自治体の状況

すべての先行導入自治体において、徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊事業者等としている。また、申告期限についても、すべての先行導入自治体が、毎月末日までに前月分を申告納入すること(一定の要件を満たす場合は3か月ごとの納入申告が可能)としている。

②検討委員会としての考え方

徴収方法、特別徴収義務者については、先行導入自治体と同様とすることが適当であり、申告期限についても、毎月月末としつつ、一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告とする特例を設けることが適当である。

検討委員会の基本的な考え方

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入

3 罰則規定

①先行導入自治体の状況

ほとんどすべての先行導入自治体において、帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課すこととされている。

②検討委員会としての考え方

適正公平な課税・徴収のため、帳簿等の記載や保存等の義務を怠った場合は罰則を設けることが適当であると考え。また、罰則の内容については、先行導入自治体の例に倣い、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とすることが適当である。

検討委員会の基本的な考え方

罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
------	---------------------------------------

4 税率(税額)

①先行導入自治体の状況

先行導入自治体では、11自治体中7自治体が「定額(段階式)」、3自治体が「定額(一律式)」を導入している。また、「定率」を導入しているのは倶知安町のみである。

考え方として、「定額(一律式)」を導入している自治体は、簡素な制度設計にし、宿泊事業者の事務負担の軽減を図ることで、関係者の理解を得ることを優先している。

「定率」を導入している倶知安町は、部屋貸しや一棟貸しの料金設定であるコンドミニウムタイプの宿泊施設が多い。また、単価が高い施設が多く、宿泊単価の上昇に応じて税収が大きくなることから定率を導入している。

「定額(段階式)」、「定率」を導入している自治体は、「定額(一律式)」に比べると、宿泊単価の上昇に応じて一定程度税収が大きくなるものの、特別徴収義務者の事務負担は大きくなる。

【先行導入自治体における税率(税額)の概要】

導入自治体	税率(方式)	税率(水準)							
東京都	定額(段階式)	1～1.5万未満	100円	1.5万～	200円				
大阪府	定額(段階式)	0.7～1.5万未満	100円	1.5～2万未満	200円	2万～	300円		
京都市	定額(段階式)	2万未満	200円	2～5万未満	500円	5万～	1,000円		
金沢市	定額(段階式)	0.5～2万未満	200円	2万～	500円				
倶知安町	定率	2%							
福岡県	定額(一律式)	200円(福岡市、北九州市:50円、上記以外の課税市町村:100円)							
福岡市	定額(段階式)	2万未満	150円	2万～	450円				
北九州市	定額(一律式)	150円							
長崎市	定額(段階式)	1万未満	100円	1～2万未満	200円	2万～	500円		
二セコ町	定額(段階式)	2万未満	200円	2～5万未満	500円	5～10万未満	1,000円	10万以上	2,000円
常滑市	定額(一律式)	200円							
熱海市	定額(一律式)	200円							
赤井川村	定額(段階式)	2万未満	200円	2万～	500円				

出典:各自治体ホームページより作成

②検討のポイント

下記のポイント、ならびに観光客アンケート調査結果、宿泊事業者アンケート調査結果を踏まえて、議論を進めた。

- ・ 宿泊客、宿泊事業者にとって分かりやすく、事務負担の軽減を図る制度設計
- ・ 宿泊施設間で課税額の不公平が生じない制度設計
- ・ 定額(一律式)、定額(段階式)、定率のそれぞれの特徴(下表参照)
- ・ 先行導入自治体の例を踏まえた税率水準

【各税率の特徴】

定額(一律式)	定額(段階式)	定率
・制度設計が比較的簡素で事務負担が少ない	・制度設計が複雑で事務負担が大きい(宿泊単価を算定し、税額を計算する必要がある)	・制度設計が複雑で事務負担が大きい(宿泊単価を算定し、税額を計算する必要がある)
・宿泊単価が低額でも一定の財源を確保できる(単価が上昇しても税収に上限がある)	・宿泊単価の上昇に応じて一定程度税収が大きくなる	・宿泊単価の上昇に応じて税収が大きくなる(単価が低額の施設が多いと税収が少ない)
・享受する行政サービスの公平感が高い ・安価な宿泊費に対して負担が大きくなる傾向がある	・享受する行政サービスの公平性と支払い能力(担税力)に応じた課税が一定程度可能	・支払い能力(担税力)に応じた課税が可能

③委員からの主な意見

税率(税額)について、委員からの主な意見は下記の通りである。

- ・ 宿泊事業者の負担を考えると定額(一律式)が望ましい。お客様への説明もしやすい。
- ・ 宿泊事業者の負担が小さい定額(一律式)で始めて、軌道にのってから見直すのがよい。
- ・ 人件費や物価が高騰している中で、宿泊単価も上がってきている。宿泊単価の上昇に伴って税額が上昇する「定率」が望ましいし、わかりやすいのではないかな。
- ・ 高富裕者層やインバウンドを増やしていくのであれば「定率」が望ましいのではないかな。
- ・ 高富裕者層の税額を増やした方がよい。定額(一律式)は不公平感があるのではないかな。
- ・ 示された観光客アンケートの結果からみると、宿泊税額として 200 円くらいまでであれば、負担の許容範囲であると見受けられる。

④検討委員会としての考え方

宿泊客、宿泊事業者にとってわかりやすく、宿泊事業者の事務負担の少ない簡素な制度設計とすることが望ましいことから、導入当初においては「一律定額制」が適当である。

また、金額については、観光客アンケートの調査結果、ならびに先行導入自治体でも採用例が多い「一人一泊200円」が適当である。

なお、社会情勢の変化を踏まえ、今後の見直し機会においては、「定率」への変更の可能性も踏まえて検討されたい。

検討委員会の基本的な考え方

税率(税額)	一人一泊あたり 200 円
--------	---------------

5 免税点・課税免除

①先行導入自治体の状況

免税点について、先行導入自治体では、11自治体のうち、3自治体が免税点を設定している。

免税点を設定している自治体は、低価格帯の宿泊者の負担軽減を図ること、観光目的ではないビジネス客等への配慮が必要であることを理由としている。一方、免税点を設定していない自治体は、宿泊事業者の事務負担の軽減をはかること、宿泊金額にかかわらず享受する行政サービスに大差がないという公平性の観点、などを理由としている。

また、課税免除について、先行導入自治体では、11自治体のうち、4自治体が修学旅行等学校行事を課税免除としている。

学校行事を課税免除としている自治体は、宿泊税を課税免除とすることで修学旅行の誘致を図ること、修学旅行での来訪を通じて将来のリピーターにつなげることを目指すことを理由としている。一方、課税免除としていない自治体は、宿泊事業者の事務負担の軽減をはかること、修学旅行生等も一般宿泊客と同等の行政サービスを楽しんでいるという公平性の観点、他の学校行事との線引きが困難であること、などを理由としている。

【先行導入自治体における免税点・課税免除の概要】

導入自治体	免税点	課税免除
東京都	1万円	なし
大阪府	7千円	なし
京都市	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)
金沢市	5千円	なし
倶知安町	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、職場体験・インターンシップ参加者
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
長崎市	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、部活動または地域のクラブチームとして参加する児童、生徒(引率含む)
二セコ町	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、町長が必要と認める者
常滑市	なし	なし

出典:各自治体ホームページより作成

②検討のポイント

下記のポイントを踏まえて、議論を進めた。

- ・ 宿泊者が宿泊滞在中に享受する行政サービスの公平性
- ・ 観光客以外の宿泊客や安価な価格帯の施設への配慮
- ・ 宿泊事業者への事務負担の軽減を図る制度設計

③委員からの主な意見

免税点、課税免除について、委員からの主な意見は下記の通りである。

- ・ 修学旅行や12歳未満などの宿泊者に対しては考慮してほしい。
- ・ 二見地域は修学旅行やスポーツ大会などが増えている。そのような宿泊客の単価は低いので考慮してほしい。
- ・ 修学旅行生への支援については、今後、具体的な支援内容を提示してほしい。

④検討委員会としての考え方

宿泊事業者の事務負担の軽減や観光客にとってわかりやすい制度内容とすることが重要であり、免税点や課税免除を設けないシンプルな制度が望ましい。

ただし、伊勢市では、別途修学旅行等の誘致に向けた効果的な支援を検討することが望ましい。

検討委員会の基本的な考え方

免税点	なし
課税免除	なし

6 課税期間(見直し期間)

①先行導入自治体の状況

総務省の「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知)において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

課税期間(見直し期間)について、先行導入自治体では、11自治体のうち、6自治体が5年ごと、4自治体が施行当初のみ3年でその後5年ごととしている。

【先行導入自治体における課税期間(見直し期間)の概要】

導入自治体	課税(見直し)期間	導入自治体	課税(見直し)期間
東京都	5年ごと	福岡市	当初3年、その後5年
大阪府	5年ごと	北九州市	当初3年、その後5年
京都市	5年ごと	長崎市	3年ごと
金沢市	5年ごと	二セコ町	5年ごと
倶知安町	5年ごと	常滑市	当初3年、その後5年
福岡県	当初3年、その後5年		

出典：各自治体ホームページより作成

②検討のポイント

下記のポイントを踏まえて、議論を進めた。

- ・多くの先行導入自治体が基本としている5年の妥当性

なお、事務局より下記の点が示された。

- ・見直し期間を記載したうえで、「社会情勢等の変化により問題が生じた場合、できる限りの見直しを実施する」旨を記載することにより、1年ごとに見直し機会を持つことは可能である。ただし、見直しが決定した場合でも、条例変更に要する期間や、宿泊事業者・宿泊者への周知期間などが必要となり、関係機関との協議の上、見直し時期を決定するため、見直し決定後、すぐに反映できるものではない。

③委員からの主な意見

課税期間(見直し期間)について、委員からの主な意見は下記の通りである。

- ・伊勢市観光振興基本計画に基づいた施策が展開されているか、適切な用途となっているかについて、第三者委員会によるモニタリングやチェックが必要である。
- ・制度の見直しの必要性についても第三者委員会によるモニタリングやチェックが必要である。
- ・5年の見直し期間は長すぎる。1年ごとに見直しても良いのではないかな。
- ・見直しや検証を行うのはどのような組織となるのか。

④検討委員会としての考え方

見直し期間を原則5年とするものの、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、見直しを検討することが適当である。

なお、導入した場合は、第三者組織を設置するなどし、毎年度、使途について検証するとともに、税制内容についても検証することが望ましい。

検討委員会の基本的な考え方

課税期間 (見直し期間)	原則5年ごとに内容の見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しを検討)
-----------------	--

7 特別報償金等

①先行導入自治体の状況

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定することに伴い、徴収にかかる事務負担を課すことになるため、導入先行導入自治体の多くは、宿泊税額に応じて特別報償金を支給する制度等を設けている。

特別報償金について、先行導入自治体の多くは、納付額の 2.5%をベースに設定している。加えて、導入当初5年間のみ 0.5%を上乗せしたり、電子申告の場合に 0.5%を上乗せしたりする例も見られる。

また、特別報償金とは別に、長崎市や常滑市では、宿泊事業者を対象に、既存のレジシステムの改修等の費用を補助する「システム整備費」への助成制度を設けている。

【先行導入自治体における特別報償金等の概要】

導入自治体	特別報償金等
東京都	2.5%(5年3%), 最大100万
大阪府	2.5%(5年3%)
京都市	2.5%(5年3%), 最大200万
金沢市	2.5%(5年3%), 加算措置あり, 最大50万
倶知安町	2.5%(5年3%)
福岡県	2.5%(5年3%), 追加加算あり, 最大200万
福岡市	2.5%(5年3%), 追加加算あり, 最大200万
北九州市	2.5%(5年3%), 追加加算あり, 最大200万
長崎市	2.5%,最大50万 システム整備補助 1/2,最大50万
二セコ町	5% 導入支援交付金 3～100万円(客室数ごとに異なる)
常滑市	2.5% システム整備補助 1/2,最大100万

出典:各自治体ホームページより作成

②検討のポイント

下記のポイントを踏まえて、議論を進めた。

- ・ 多くの先行導入自治体が基本としている 2.5%の妥当性
- ・ 導入当初や申告方法による加算措置の必要性

なお、事務局より下記の点が示された。

- ・ 市として、多くの先行導入自治体が基本としている内容以外とする場合は、総務省協議等において理由付けが必要となる。

③委員からの主な意見

特別報償金等について、委員からの主な意見は下記の通りである。

- ・旅館は経営者が高齢化しており、経営も厳しい状況にある。そのような経営状況も踏まえて、特別報償金は伊勢市独自での上乗せなどを検討してほしい。
- ・クレジットカード決済や QR コード決済の客が増えている。クレジットカード決済の手数料は、2.5%より大きいものもある。宿泊税の徴収をクレジットカード決済等で行った場合、その分の手数料も事業者が負担することになる。
- ・クレジットカード決済等の客に対して、宿泊税のみを現金で徴収することは考えにくく、宿泊事業者の現場の状況を十分に踏まえて宿泊事業者への支援策を考えるべきである。

④検討委員会としての考え方

先行導入自治体の事例や総務省協議の状況、ならびに宿泊事業者への補助制度を宿泊税の使途として位置づけることを検討すること等を踏まえ、特別徴収義務者となる宿泊事業者に対して 2.5%を基準に一定の報償金を支給することが適当である。ただし、システム整備等の支援の有無も含め、宿泊事業者の理解が得られるよう市において引き続き検討されたい。

検討委員会の基本的な考え方

特別報償金等	期限内申告・納入額の 2.5% システム整備等の他の支援策の有無を含め、宿泊事業者の理解が得られるよう市において引き続き検討されたい。
--------	--

8 今後の制度設計においての留意事項

- ・ 特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解を得ることが重要であり、宿泊事業者の事務負担の軽減に努めること。そのため、宿泊事業者に対して引き続き丁寧な説明を行い、聴取した意見も踏まえながら検討を重ね、制度を構築していくこと。
- ・ 納税者となる宿泊客に十分な周知を行い、導入に対する理解を得ていくこと。
- ・ 近隣の鳥羽市、志摩市と連携も含め、伊勢志摩地域として宿泊客にとってわかりやすい制度にすること。

VI おわりに(まとめ)

本検討委員会では、観光振興のための新たな財源として宿泊税を導入することについて、先行導入自治体の事例、ならびに宿泊事業者アンケートや観光客アンケート、宿泊事業者ヒアリング等を踏まえ、多様な視点から導入の妥当性、ならびに制度内容について検討を行ってきた。

これまでの審議内容を踏まえ、本検討委員会としてとりまとめた答申は以下の通りである。

1. 安定的な観光振興のための自主財源について

伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税の導入が妥当である。

2. 使途の方向性

- ・ 市内宿泊客の増加
- ・ 伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
- ・ 観光客、市民双方の満足度の向上
- ・ 市民生活にも良い影響を与える「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりの推進

3. 使途と施策

- ・ 来訪者の満足度、受入環境の向上
- ・ 観光資源の発掘、磨き上げ
- ・ 持続可能な観光地づくり

4. 主な税制概要

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設(簡易宿所及び民泊施設を含む)への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税率(税額)	1人1泊あたり200円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
課税期間 (見直し期間)	原則5年ごとに内容の見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しを検討)
特別報償金等	期限内申告・納入額の2.5% システム整備等の他の支援策の有無を含め、宿泊事業者の理解が得られるよう市において引き続き検討されたい。

5. 留意事項

- ・ 特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解を得ることが重要であり、宿泊事業者の事務負担の軽減に努めること。そのため、宿泊事業者に対して継続して説明を行い、聴取した意見も踏まえながら検討を重ね、制度を構築していくこと。
- ・ 納税者となる宿泊客に十分な周知を行い、導入に対する理解を得ていくこと。
- ・ 宿泊税の用途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること。
- ・ 災害発生や大規模イベント・催事準備に活用ができる手法（基金の設置等）も検討すること。
- ・ 宿泊税の制度の見直しや用途、その効果等の検証については、行政関係者のみで決定することなく、外部の関係者も含めた組織で検証すること。また、その結果については宿泊事業者のみならず、市民、宿泊客にも広く共有し、理解促進、制度の改善につなげていくこと。
- ・ 近隣の鳥羽市、志摩市との連携を図り、伊勢志摩地域として宿泊客にとってもわかりやすい制度にすること。
- ・ 三重県が県として宿泊税を導入することとなった場合、宿泊者の負担が増大することや宿泊事業者にとって複雑な制度となること、用途について公平性が損なわれる恐れがあることなどの懸念が示されたところであり、十分な配慮を求める。

今後、伊勢市に宿泊税が導入されることになった場合、宿泊税を効果的な観光施策に活用することにより、市内宿泊客の増加や伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合が増加し、税収が増えることで、サービスの向上に資するさらなる施策の推進につながっていくという好循環を生み出すことが期待できる。また、この好循環が宿泊客や宿泊・観光関連事業者だけでなく、市民にとっても良い影響を及ぼすことを期待する。

最後に本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

Ⅶ 参考

1 設置根拠

伊勢市附属機関条例

伊勢市宿泊税検討委員会規則

2 委員名簿

	名前	所属
委員長	板井 正斉	皇學館大学 教授
副委員長	小川 直樹	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
委員	篠崎 元宏	伊勢旅館組合 理事
	覚田 満里	伊勢旅館組合 理事
	五十子 智	二見町旅館組合 組合長
	濱千代 裕章	二見町旅館組合 副組合長
	出口 康司	伊勢二見浦民宿組合 組合長
	木場 渚	株式会社日本旅行 津支店 支店長
	中村 基記	公益社団法人伊勢市観光協会 理事
	福田 津代志	伊勢商工会議所 地域振興課

3 検討経過(検討委員会実施状況)

時期	所属
令和6年9月4日	第1回伊勢市宿泊税検討委員会
令和6年9月～10月	宿泊事業者アンケート調査実施
令和6年10月	観光客アンケート調査実施
令和6年10月28日	第2回伊勢市宿泊税検討委員会
令和6年12月27日	第3回伊勢市宿泊税検討委員会
令和7年2月26日	第4回伊勢市宿泊税検討委員会

4 アンケート結果

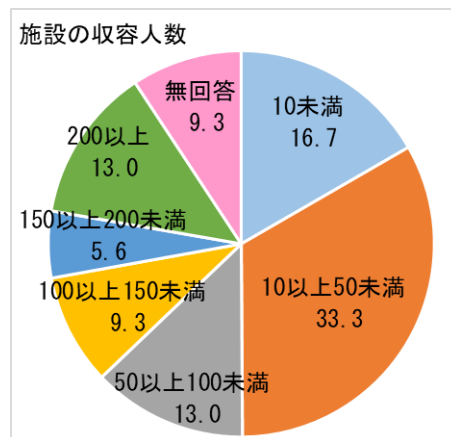
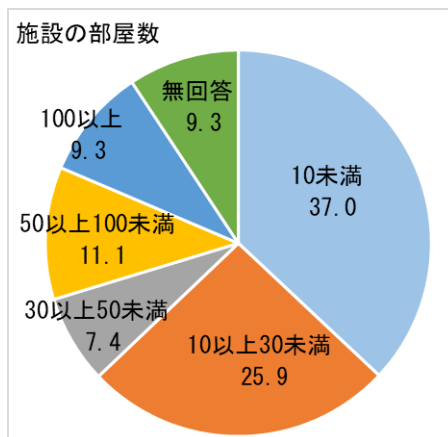
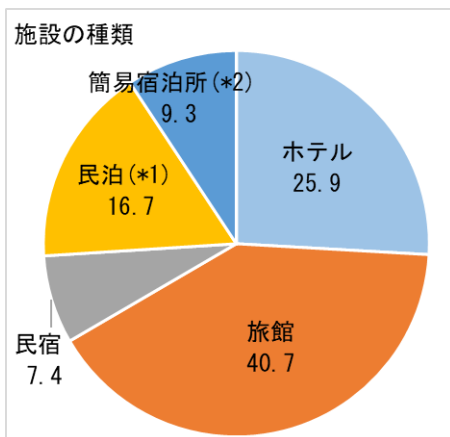
(1) 宿泊事業者アンケート

■調査概要

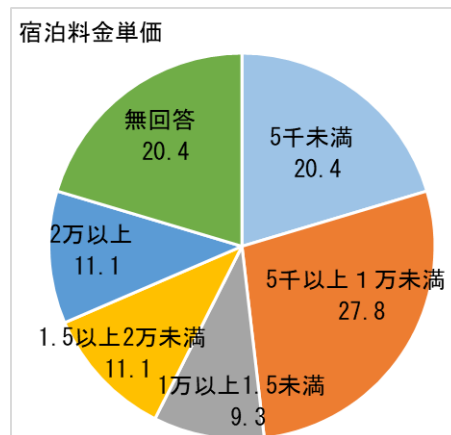
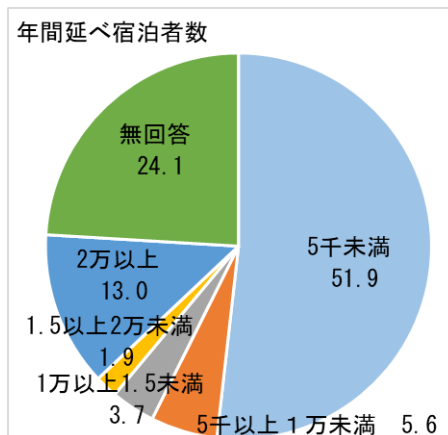
- ① 実施時期 : 9月17日～10月8日
- ② 実施方法 : 調査票を郵送し、調査票に記載のQRコードによりWEB画面で回答
(FAXやメールでも回答可)
- ③ 対象施設 : 市内宿泊施設(民泊等含む) 107 施設
- ④ 有効回答数/有効回答率 : 54 施設 / 50.5%
- ⑤ 調査票 : 34-37 ページ

■回答施設概要

N=54 単位(%)



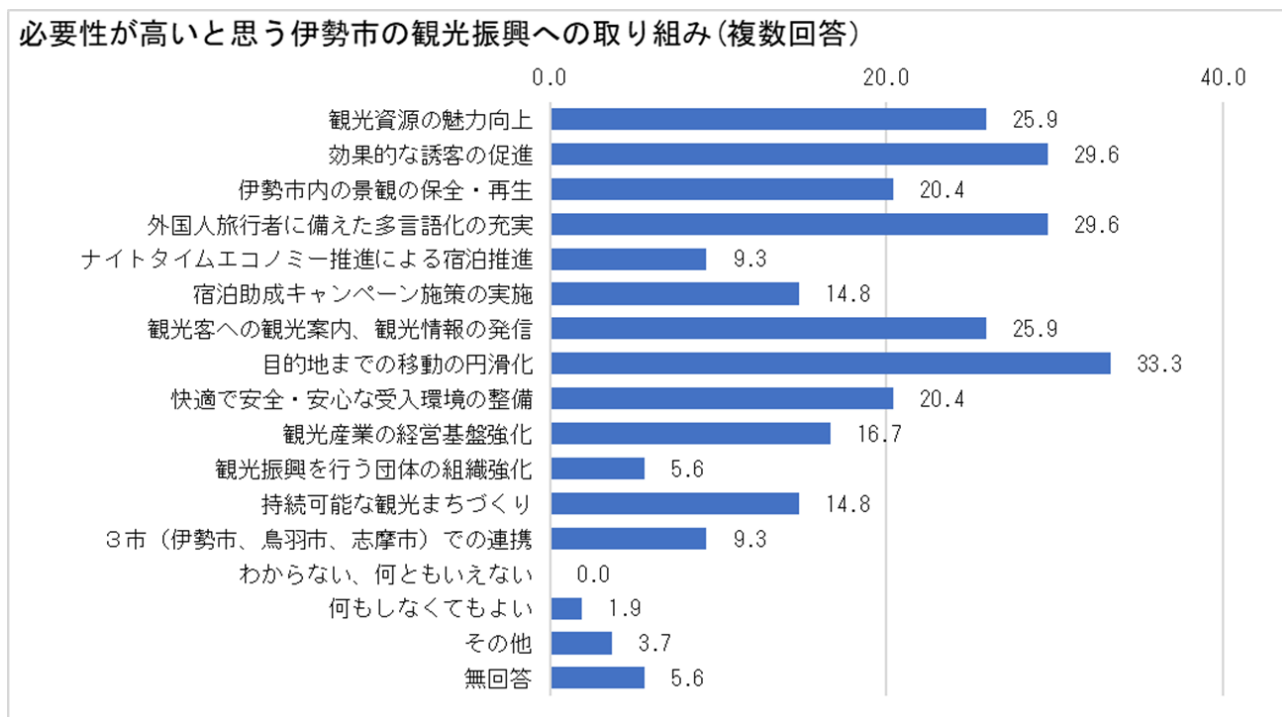
*1 「民泊」は、調査票では「住宅宿泊事業を行う届出住宅」と表示
 *2 「簡易宿泊所」は、調査票では「簡易宿泊所(ゲストハウスを含む)」と表示



(問4)伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えてください。(あてはまるもの3つまで選択)

必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組は「目的地までの移動の円滑化」(33.3%)が最も高く、次いで「効果的な誘客の促進」、「外国人旅行者に備えた多言語化の充実」(同率で29.6%)、「観光資源の魅力向上」、「観光客への観光案内、観光情報の発信」(同率で25.9%)と続く。

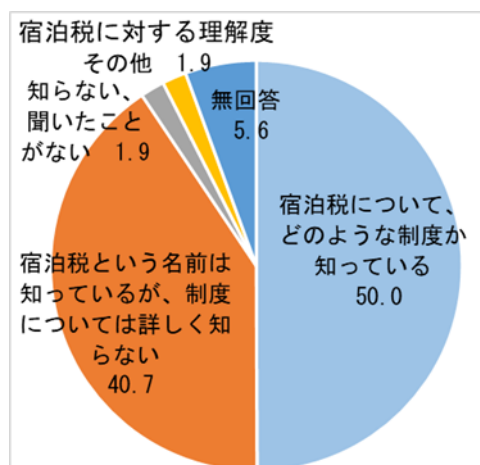
N=54 単位(%)



(問5)現時点で宿泊税に対してどのようなご理解かお教えてください。(あてはまるもの1つを選択)

N=54 単位(%)

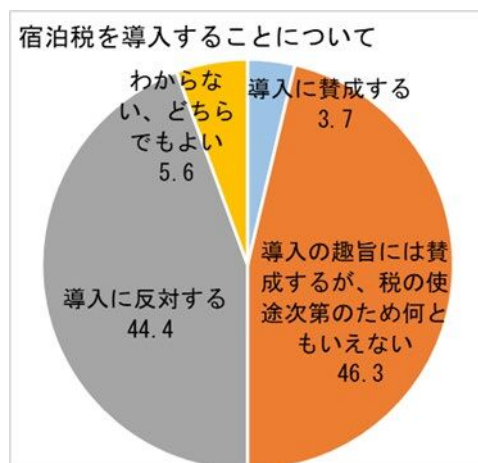
宿泊税の認知度については、「宿泊税について、どのような制度か知っている」が50.0%、「宿泊税という名前は知っているが、制度については詳しく知らない」が40.7%となった。



(問6)伊勢市が新たな観光財源として宿泊税を導入することについて、現時点でどのようにお考えでしょうか。(あてはまるもの1つを選択)

N=54 単位(%)

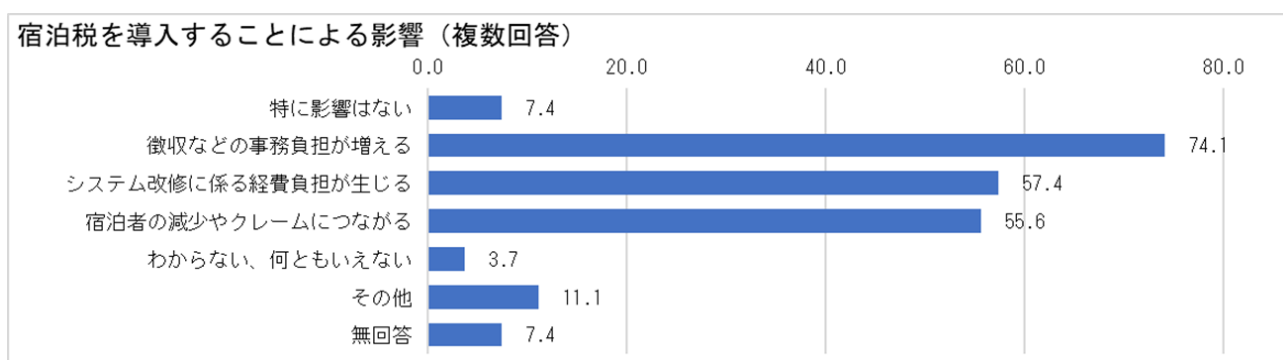
宿泊税を導入することについては、「導入の趣旨には賛成するが、税の使途次第のため何ともいえない」が46.3%、次いで「導入に反対する」が44.4%となった。



(問7)宿泊税を導入することでどのような影響があるとお考えでしょうか。(あてはまるものすべてを選択)

宿泊税を導入することによる影響は、「徴収などの事務負担が増える」が74.1%、次いで「システム改修に係る経費負担が生じる」、「宿泊者の減少やクレームにつながる」もそれぞれ50%以上の回答があった。

N=54 単位(%)



■以下、問8～問10は、宿泊税を導入する場合のご意見をお聞きするものです。

(問8)宿泊税には下表のとおり、定額制と定率制があり、定額制には、一律のものと宿泊料金によって差があるものがあります。下表の自治体での事例を参考にご意見をお聞かせください。また、1～3を選ばれた方は、協力を得られると考える宿泊税の金額または率をご回答ください。(あてはまるもの1つを選択)

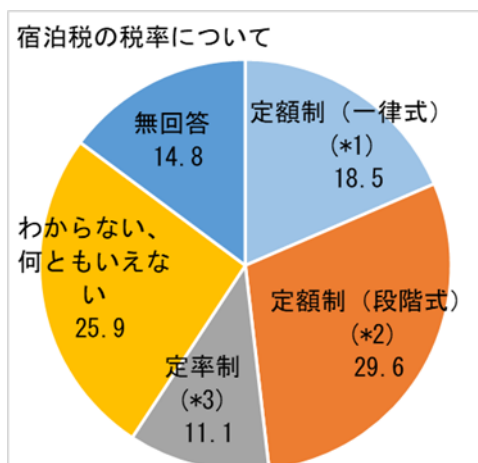
N=54 単位(%)

宿泊税の内容については、「定額制(段階式)」が9.6%、「定額制(一律)」が18.5%、「定率制」が11.1%となった。一方、「わからない、何ともいえない」も25.9%となった。

*1 定額制(一律式)は、調査票では「宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい」と表示

*2 定額制(段階式)は、調査票では「宿泊料金により税額を区分したほうがよい」と表示

*3 定率制は、調査票では「宿泊料金に関係なく定率の税がよい」と表示



【宿泊税の税率における具体的な金額について】

定額制（一律式）

N=9

100	200	300	(円)
2	5	2	(件)

定額制（段階式）

N=11

～100	～200	100～200	100～500	200～	200～500	200～1,000	(円)
2	1	1	3	1	2	1	(件)

定率制 N=5

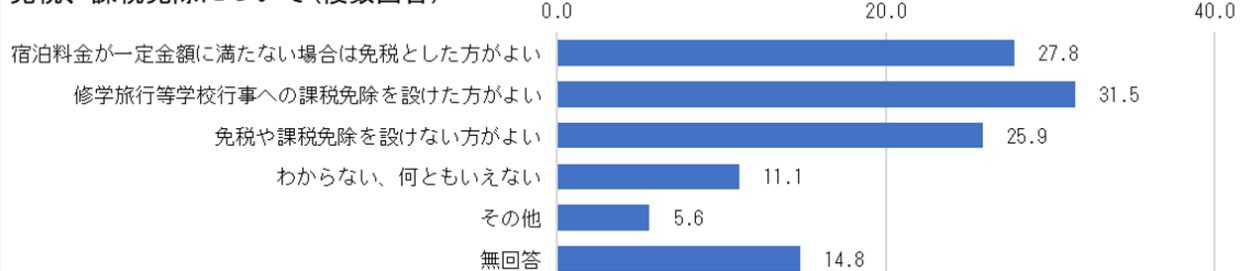
0.5	1	2	(%)
2	1	2	(件)

(問9)他地域の宿泊税においては、宿泊料金が一定金額に満たない場合に免税としたり、修学旅行等学校行事に参加する児童・生徒や引率者について、課税を免除したりする場合があります。宿泊税の免税や課税免除について、お聞かせください。(あてはまるものすべてを選択)

免税、課税免除については、「修学旅行等学校行事への課税免除を設けた方がよい」が31.5%、「宿泊料金が一定金額に満たない場合は免税とした方がよい」が27.8%、「免税や課税免除を設けない方がよい」が25.9%となった。

N=54 単位(%)

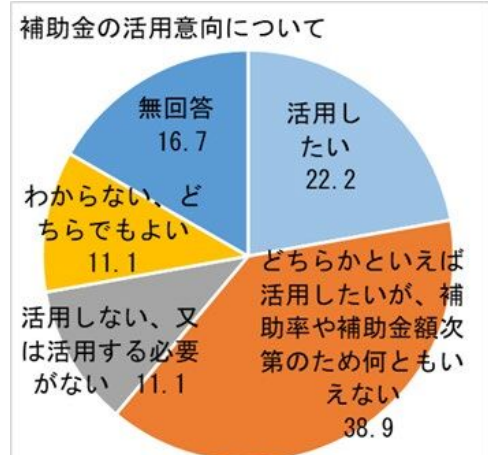
免税、課税免除について(複数回答)



(問10)伊勢市では宿泊税を導入する場合、レジシステムの改修やパソコン等の機器の購入をする必要がある宿泊施設を対象に、補助金制度を設けることを検討していますが、こうした補助金を活用する意向があるかお教えください。(あてはまるもの1つを選択)

N=54 単位(%)

システム改修やパソコン等の機器購入にかかる補助金があった場合の活用意向については、「どちらかといえば活用したいが、補助率や補助金額次第のため何ともいえない」が38.9%と最も高く、次いで「活用したい」が22.2%となった。



(問 11)ほかに宿泊税や観光振興全般についてご意見があれば記入をお願いします。

宿泊事業者の負担、不利益に対する意見

- ・ 宿泊施設の事務負担が増える
- ・ 宿泊客が減少し、経営悪化につながる
- ・ 宿泊客とのトラブルにつながる懸念がある
- ・ 小さい宿泊施設では、少額の宿泊税であっても影響が大きい

使途の納得性、透明性に対する意見

- ・ どのような観光施策を検討しているのかが分からないと宿泊税の必要性を判断できない
- ・ 宿泊税の使途を明確にすることと、会計の透明性を確保してほしい
- ・ 宿泊客の利便性向上や宿泊施設への還元、伊勢市に訪し続けてもらうための施策に使用してほしい

宿泊税導入の妥当性に対する意見

- ・ 観光客が多い地域のため、宿泊客ではなく、観光客から徴収することが望ましい
- ・ 宿泊税の先行導入自治体はインバウンド客が多い地域が多い。インバウンドが少ない伊勢市では適切ではない

宿泊税の内容に対する意見

- ・ 宿泊施設の負担軽減のため、定額制にしてほしい
- ・ 低価格帯の施設は免税としてほしい

その他

- ・ 観光客、宿泊施設ともに宿泊税の理解を得るための説明、わかりやすい制度設計をお願いしたい
- ・ 将来的には宿泊税が必要と考えるが、時期尚早ではないか
- ・ 3市と足並みをそろえる必要は必ずしもない
- ・ 宿泊税の導入にあたって素泊まりプランなどいろいろな方法を考えたい

新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関する アンケート調査のご協力をお願い

伊勢市では、現在、第 63 回神宮式年遷宮に向けた準備が進められており、今後、観光客を含む交流人口のさらなる増加が見込まれています。観光によるにぎわいを本市の成長につなげ、観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源確保について検討しています。

本アンケートは、新たな観光財源として伊勢市内に宿泊する方を対象に負担していただく「宿泊税」に関し、市内で宿泊業を営む事業者の皆様にご意見をお聞きするものです。お手数ではございますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本アンケートは、伊勢市における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また集計結果を公表する予定ですが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしません。

【宿泊税とは】

宿泊税は、ホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して課税するもので、観光振興等の財源として各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使途については、条例で定めます。

全国の事例としては、東京都、大阪府、福岡県の 3 都府県その他、基礎自治体では、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が導入しています。また、県内においては鳥羽市、志摩市においても検討が進んでおります。

【アンケートの提出方法】

方法①：WEB からの回答

（右の二次元コード又は下の URL よりアクセスし回答してください）

URL：https://questant.jp/q/IASMET24

方法②：FAX やメールによる回答（伊勢市観光振興課宛に送付してください）



【提出締切】 令和 6 年 9 月 30 日（月） 必着

【お問い合わせ先】

伊勢市観光振興課 東、山口

TEL：0596-21-5566 FAX：0596-21-5651

Mail：kanko-sinko@city.ise.mie.jp

1.施設（回答者）への基礎的な質問

（問１）施設名をご記載ください。

施設名	
-----	--

（問２）施設の種類についてお教えてください。（あてはまるもの１つを選択）

1	ホテル	2	旅館
3	民宿	4	住宅宿泊事業を行う届出住宅
5	簡易宿泊所（ゲストハウスを含む）	6	その他（ ）

（問３）施設規模（客室数、収容人数、年間宿泊者数、宿泊料金単価（※））についてお教えてください。

※ 一人当たりの宿泊料金（飲食代等を含まない素泊まりの料金）の平均的な設定価格をご回答ください。

	宿泊施設
部屋数	室
収容人数	人
年間延べ宿泊者数	人泊
宿泊料金単価	円

（問４）伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えてください。（あてはまるもの３つまで選択）

1	観光資源の魅力向上	2	効果的な誘客の促進
3	伊勢市内の景観の保全・再生	4	外国人旅行者に備えた多言語化の充実
5	ナイトタイムエコノミー推進による宿泊推進	6	宿泊助成キャンペーン施策の実施
7	観光客への観光案内、観光情報の発信	8	目的地までの移動の円滑化
9	快適で安全・安心な受入環境の整備	10	観光産業の経営基盤強化
11	観光振興を行う団体の組織強化	12	持続可能な観光まちづくり
13	3市（伊勢市、鳥羽市、志摩市）での連携	14	わからない、何ともいえない
15	何もしなくてもよい		
16	その他（ ）		

2.宿泊税について

（問５）現時点で宿泊税に対してどのようなご理解かお教えてください。

（あてはまるもの１つを選択）

1	宿泊税について、どのような制度が知っている
2	宿泊税という名前は知っているが、制度については詳しく知らない
3	知らない、聞いたことがない
4	その他（ ）

(問 6) 伊勢市が新たな観光財源として宿泊税を導入することについて、現時点でどのようにお考えでしょうか。(あてはまるもの 1 つを選択)

1	導入に賛成する
2	導入の趣旨には賛成するが、税の使途次第のため何ともいえない
3	導入に反対する
4	わからない、どちらでもよい

(問 7) 宿泊税を導入することでどのような影響があるとお考えでしょうか。
(あてはまるものすべてを選択)

1	特に影響はない
2	徴収などの事務負担が増える
3	システム改修に係る経費負担が生じる
4	宿泊者の減少やクレームにつながる
5	わからない、何ともいえない
6	その他 ()

■ 以下、問 8 ～問 10 は、宿泊税を導入する場合のご意見をお聞きするものです。

(問 8) 宿泊税には下表のとおり、定額制と定率制があり、定額制には、一律のものと宿泊料金によって差があるものがあります。下表の自治体での事例を参考にご意見をお聞かせください。また、1 ～ 3 を選ばれた方は、協力を得られると考える宿泊税の金額または率をご回答ください。(あてはまるもの 1 つを選択)

〈表 1 全国の 3 つの事例〉

	事例① (定額制) 北九州市 (福岡県)	事例② (定額制) 京都市 (京都府)	事例③ (定率制) 倶知安町 (北海道)
税率 (税額)	1 人 1 泊 200 円	1 人 1 泊 宿泊料金が ① 2 万円未満 200 円 ② 2 万円以上 500 円	1 人 1 泊 宿泊料金 × 2 %

1	宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい (事例①) (円)
2	宿泊料金により税額を区分したほうがよい (事例②) (円 ～ 円)
3	宿泊料金に関係なく定率の税がよい (事例③) (%)
4	わからない、何ともいえない

(問 9) 他地域の宿泊税においては、宿泊料金が一定金額に満たない場合に免税としたり、修学旅行等学校行事に参加する児童・生徒や引率者について、課税を免除したりする場合があります。宿泊税の免税や課税免除について、お聞かせください。
(あてはまるものすべてを選択)

1	宿泊料金が一定金額に満たない場合は免税とした方がよい
2	修学旅行等学校行事への課税免除を設けた方がよい
3	免税や課税免除を設けない方がよい
4	わからない、何ともいえない
5	その他 ()

(問 10) 伊勢市では宿泊税を導入する場合、レジシステムの改修やパソコン等の機器の購入をする必要がある宿泊施設を対象に、補助金制度を設けることを検討していますが、こうした補助金を活用する意向があるか教えてください。
(あてはまるもの 1 つを選択)

1	活用したい
2	どちらかといえば活用したいが、補助率や補助金額次第のため何ともいえない
3	活用しない、又は活用する必要がない
4	わからない、どちらでもよい

3. 自由記述

(問 11) ほかに宿泊税や観光振興全般についてご意見があれば記入をお願いします。
(自由記述)

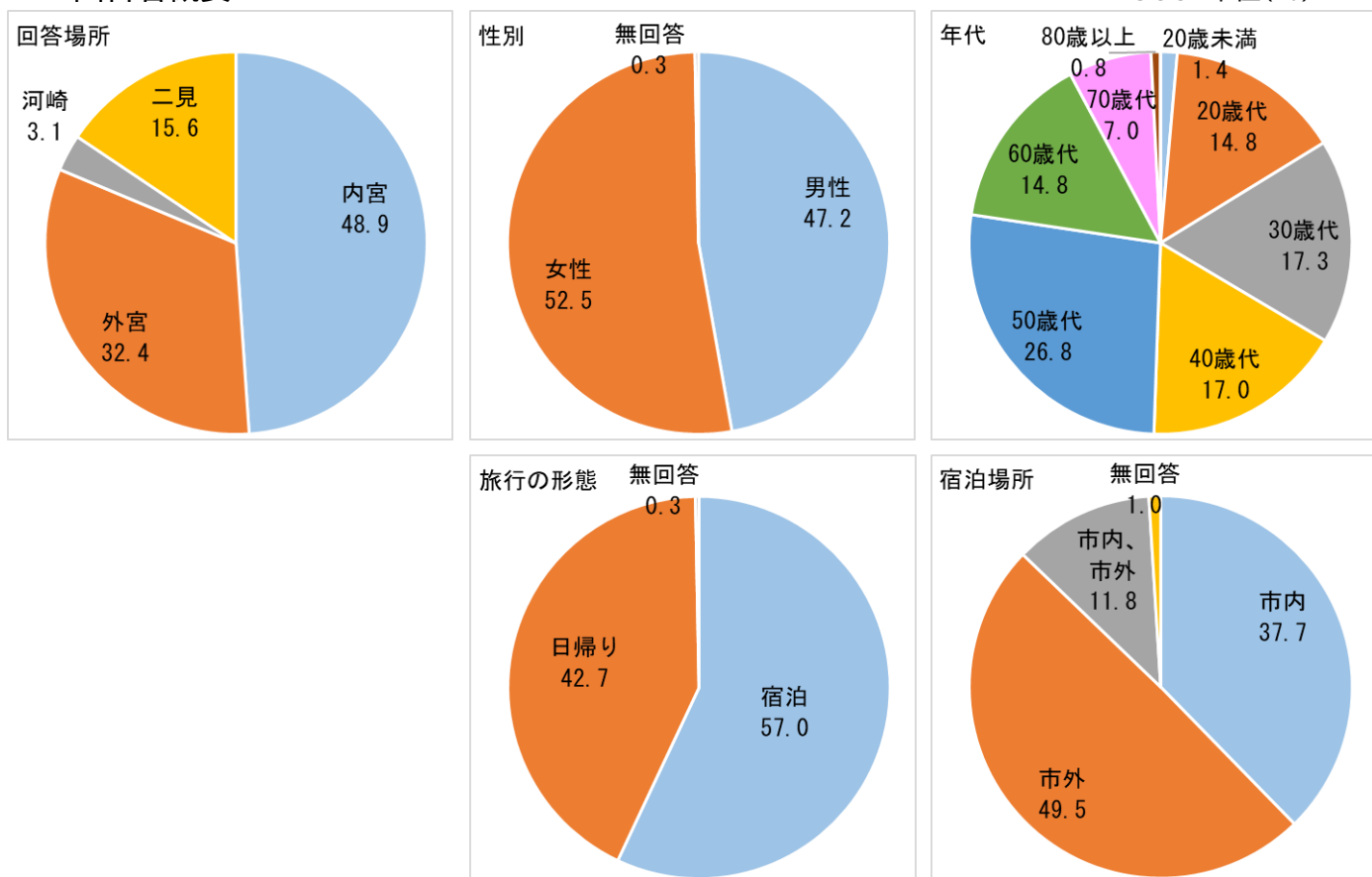
以上でアンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

(2)観光客アンケート

■調査概要

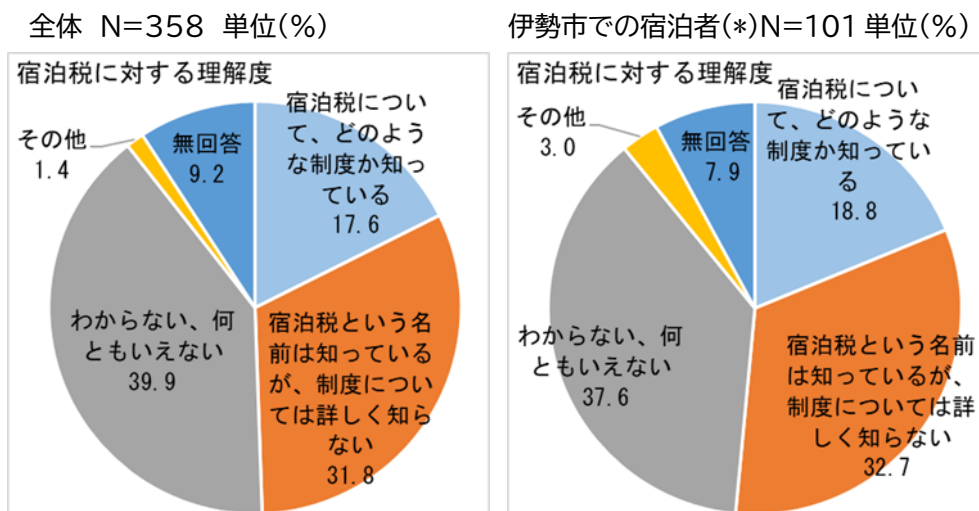
- ① 実施時期 : 10月5日、6日
- ② 対象者 : 市内観光客 358名
- ③ 実施方法 : 観光客に対面で調査(伊勢市観光客実態調査の設問として聞き取り調査)
- ④ 調査票 : 42ページ

■回答者概要



1. 宿泊税について知っていますか。

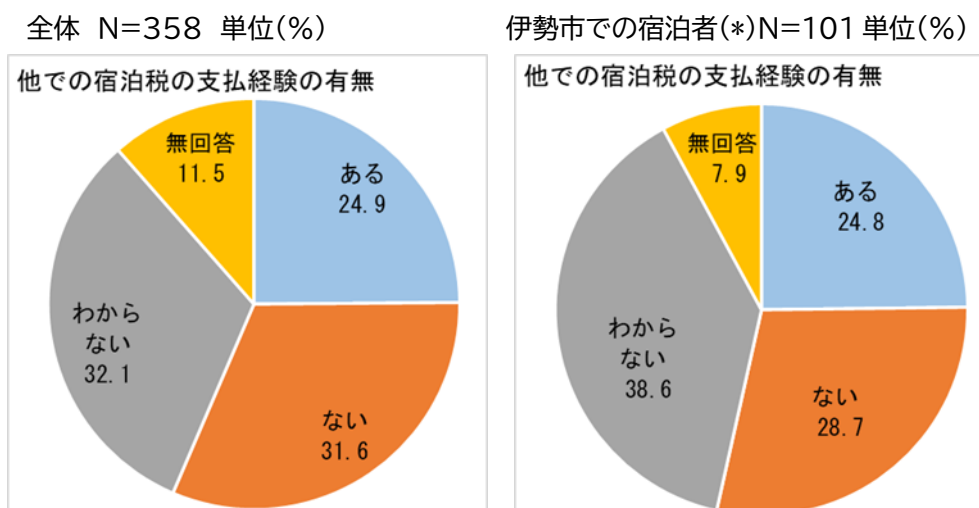
宿泊税の認知度については、「わからない、何ともいえない」が 39.9%と最も高く、「宿泊税について、どのような制度か知っている」が 17.6%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。



*旅行形態について「宿泊」を選択し、宿泊場所について「市内」または「市内、市外」を選択した人

2. 他の観光地で宿泊税を支払ったことがありますか。

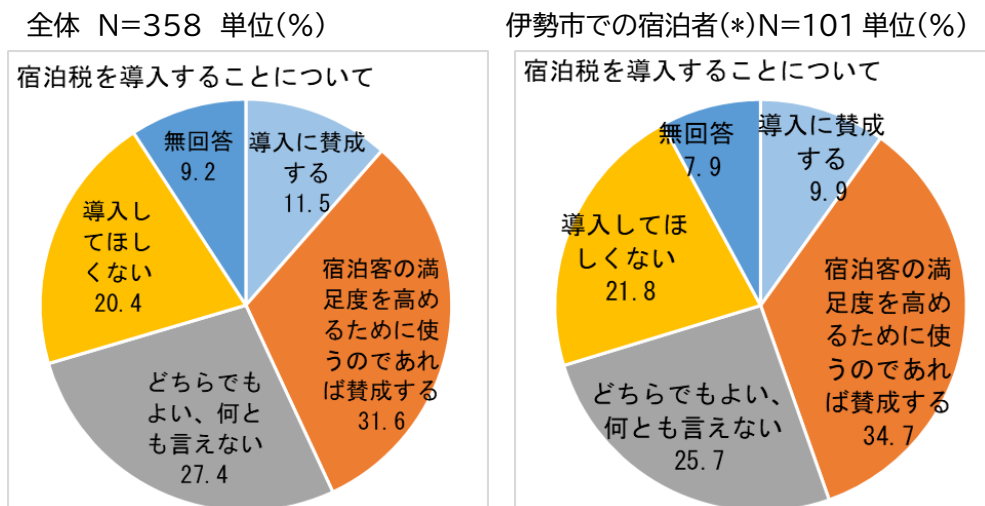
他の観光地での宿泊税の支払い経験の有無について、「わからない」が 32.1%と最も高く、次いで「ない」が 31.6%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。



*旅行形態について「宿泊」を選択し、宿泊場所について「市内」または「市内、市外」を選択した人

3. 伊勢市が宿泊税を導入することに関してどのようなお考えですか。

宿泊税の導入については、「宿泊客の満足度を高めるために使うのであれば賛成する」が31.6%と最も高くなった。「導入に賛成する」は11.5%、「導入してほしくない」は20.4%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。



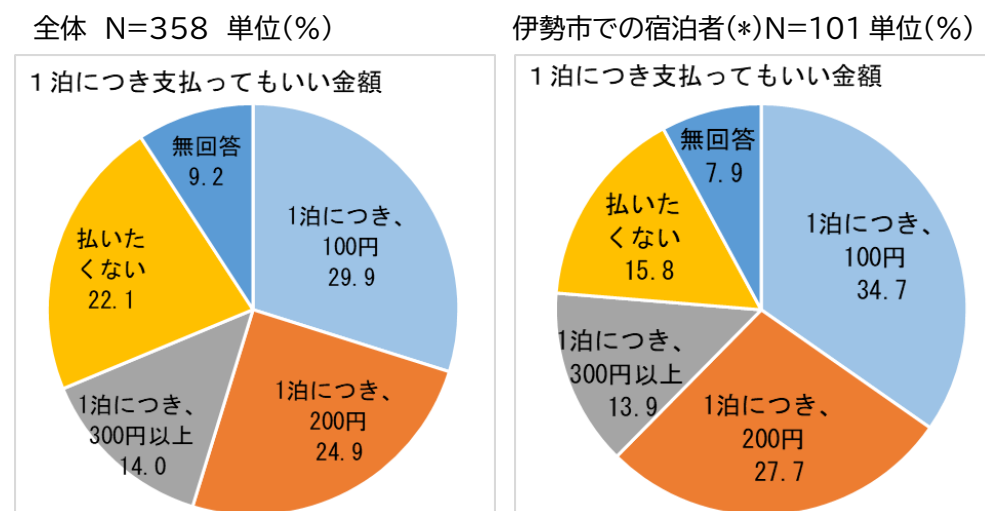
*旅行形態について「宿泊」を選択し、宿泊場所について「市内」または「市内、市外」を選択した人

4. 1泊につき、どのくらいの額であれば支払っても良いと思いますか。

※宿泊の方は今回の宿泊料金と同程度を想定してください。

日帰りの方は1泊素泊まりで宿泊料金1万円程度を想定してください。

1泊につき支払ってもいい金額は、全体では「1泊につき、100円」が29.9%と最も高く、次いで「1泊につき、200円」が24.9%となり、「払いたくない」は22.1%となった。伊勢市での宿泊者は「払いたくない」が15.8%と低かった。



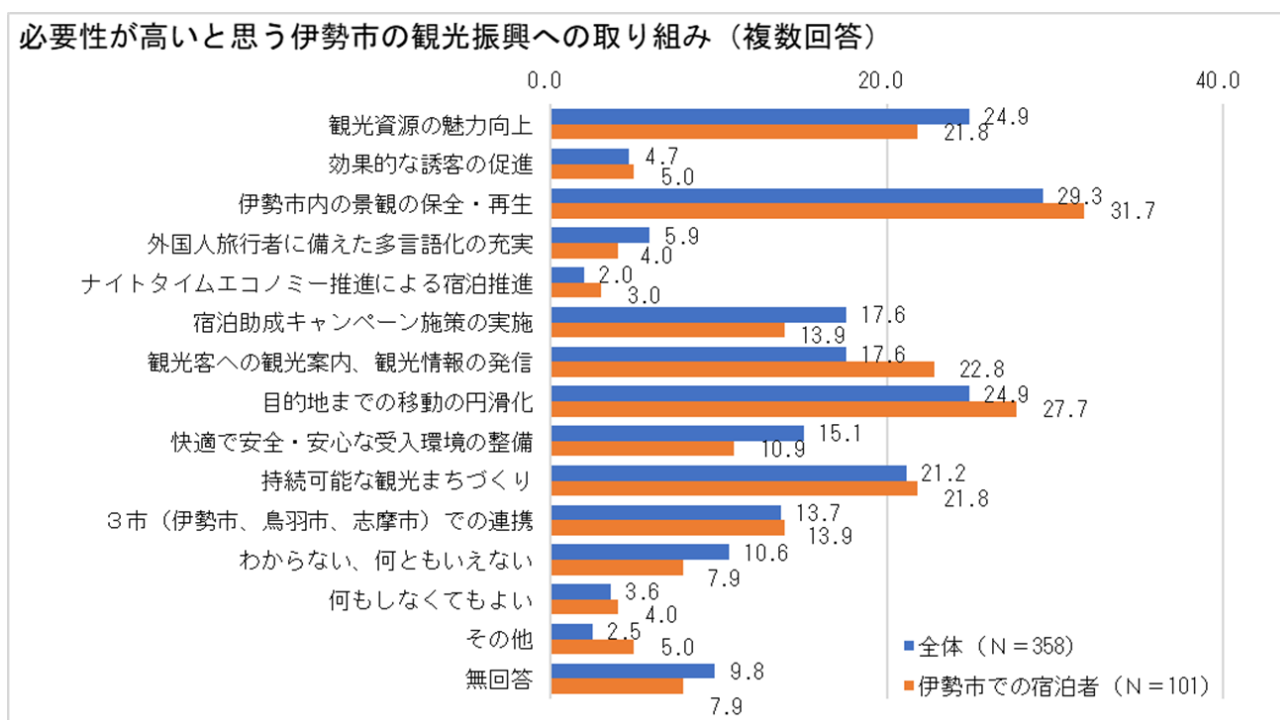
*旅行形態について「宿泊」を選択し、宿泊場所について「市内」または「市内、市外」を選択した人

5. 伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えてください。(あてはまるもの3つまで選択)

必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組は「伊勢市内の景観の保全・再生」(29.3%)が最も高く、次いで「観光資源の魅力向上」「目的地までの移動の円滑化」(同率で 24.9%)、「持続可能な観光まちづくり」(21.2%)と続く。

伊勢市での宿泊者は「観光客への観光案内、観光情報の発信」(22.8%)の割合が全体よりやや高い。

単位(%)



【調査票】

NO. _____

【宿泊税の検討に関するアンケート調査表】

伊勢市では観光地のさらなる魅力向上を目指してホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して一定の負担を求める宿泊税の導入を検討しております。検討の参考とするため、ご意見をお聞かせください。

1. 宿泊税について知っていますか。

1	宿泊税について、どのような制度か知っている
2	宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない
3	わからない、何ともいえない
4	その他（ ）

2. 他の観光地で宿泊税を支払ったことがありますか。

1	ある	2	ない	3	わからない
---	----	---	----	---	-------

3. 伊勢市が宿泊税を導入することに関してどのようなお考えですか。

1	導入に賛成する
2	宿泊客の満足度を高めるために使うのであれば賛成する
3	どちらでもよい、何ともいえない
4	導入してほしくない

4. 1泊につき、どのくらいの額であれば支払っても良いと思いますか。

※宿泊の方は今回の宿泊料金と同程度を想定してください。

日帰りの方は1泊素泊まりで宿泊料金1万円程度を想定してください。

1	1泊につき、100円	2	1泊につき、200円
3	1泊につき、300円以上	4	払いたくない

5. 伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えてください。

(あてはまるもの3つまで選択)

1	観光資源の魅力向上	2	効果的な誘客の促進
3	伊勢市内の景観の保全・再生	4	外国人旅行者に備えた多言語化の充実
5	ナイトタイムエコノミー推進による宿泊推進	6	宿泊助成キャンペーン施策の実施
7	観光客への観光案内、観光情報の発信	8	目的地までの移動の円滑化
9	快適で安全・安心な受入環境の整備	10	持続可能な観光まちづくり
11	3市(伊勢市、鳥羽市、志摩市)での連携	12	わからない、何ともいえない
13	何もしなくてもよい	14	その他（ ）